

昭和二十五年厚生省令第十五号

身体障害者福祉法施行規則

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）を施行するため、及び同法第十五条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則を次のように定める。

（法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練）

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

（法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第一条の二 法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

（判定書の交付）

第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。）のうち、更生医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。

（身体障害者手帳の申請）

第二条 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 法第十五条第一項に規定する医師の診断書
- 二 法第十五条第三項に規定する意見書
- 三 身体に障害のある者の写真
- 2 前項の申請書の様式は、別表第二号のとおりとする。
- 3 第一項第三号の写真の規格は、別表第三号のとおりとする。

（診査を受けるべき旨の通知）

第三条 令第六条第一項の規定による通知は、法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の

交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
- 二 進行性の病変による障害を有するとき。
- 三 更生医療を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

（保健所長への通知）

第四条 令第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日）
- 二 身体障害者手帳の交付の年月日
- 三 障害名

（身体障害者手帳の記載事項等）

第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日
- 二 障害名及び障害の級別
- 三 削除
- 四 身体障害者が十五歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所
- 2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。
- 3 第一項の障害の級別は、別表第五号のとおりとする。

（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）

第六条 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日
- 二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第八条第一項において同じ。）
- 三 身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別
- 四 身体障害者が十五歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄
- 五 身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由（身体障害者手帳の再交付）

第七条 身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は

身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第二条の規定を準用する。

2 前項に規定する者は、令第十条第一項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならぬ。

（身体障害者手帳の破り、汚し、又は失つた者）

第八条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示するときに限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。

（次に掲げる事項）

- イ 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地、先に交付を受けた身体障害者手帳の交付番号及び当該身体障害者との続柄
- ロ 当該申請に係る身体障害者の個人番号
- ハ 申請の理由
- ニ 当該申請に係る身体障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるものいずれかに該当するもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二十六号第一号に掲げる書類（身体障害者手帳を除く。）

イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該申請に係る身体障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一のものであることを確認することができるものとして当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二条第三項第一号に掲げる書類（健康保険日雇特別被保険者手帳にあつては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る）、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証にあつては被扶養者証を含む。）

又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもののうち二以上の書類

（身体障害者手帳の再交付を申請した後、失つた身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならぬ。）

（社会福祉法人の指定）

第九条 法第二十五条第一項に規定する社会福祉法人が厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、登記事項証明書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 定款
- 三 事業内容
- 四 建物の規模及び設備の概要
- 五 被保護者の概要
- 六 職員の内員
- 七 事業開始の年月日
- 八 収支予算書
- 九 理事その他の役員及び主な職員の履歴書及び資産状況

厚生労働大臣は、法第二十五条第一項の規定による指定をしたときは、当該社会福祉法人の所在地の都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

（事業報告等の義務）

第十条 法第二十五条第一項又は第三項に規定する社会福祉法人は、毎事業年度の事業報告書及び決算報告書を作製し、当該年度終了後九十日以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

**第十一條** 前条に規定する報告書の提出の期限が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四條の二第一項に規定する地方公共団体の休日当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

**第十二條** 前条に規定する社会福祉法人の業務の運営が、身体障害者の福祉を阻害すると認められ又は法令の規定に違反すると認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

2 前項の規定による指定の取消については、第九條第二項の規定を準用する。

**第十三條** 法第二十六條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行うおとする区域（市町村の委託を受けて事業を行うおとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 七 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行うおとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の種類、種類及び所在地
- 八 事業開始の予定年月日

2 法第二十六條第一項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができるときは、この限りでない。

3 法第二十六條第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

**第十四條** 法第二十八條第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称、種類及び所在地
- 二 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要

三 事業内容及び運営の方法

四 収容定員又は通所定員

五 職員の数及び主たる職員の履歴書

六 収支予算書

七 事業開始の予定年月日

**第十五條** 令第二十八條第一項の規定により身体障害者社会参加支援施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の種類の変更又は休止若しくは廃止の理由及びその予定期日
- 二 現にその施設において社会参加の支援を受けている者に対する措置
- 三 施設の建物及び設備の処分

**第十六條** 法第二十八條第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
- 三 事業内容及び運営の方法
- 四 職員の数及び主たる職員の履歴書
- 五 収支予算書
- 六 事業開始の予定年月日

**第十七條** 令第二十八條第一項の規定により身体障害者社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日

二 施設の建物及び設備の処分

（法第三十四條に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第十八條** 法第三十四條に規定する厚生労働省令で定める便宜は、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣、点字刊行物等の普及の促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出、視聴覚障害者に関する相談等とする。

**第十九條** 法第三十九條第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。

**第二十條** 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この省令

の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

**第二十一條** 令第三十四條第一項の規定により、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替へるものとする。

第七條第二項	都道府県知指定都市の市長	都道府県知指定都市の市長
第八條第一項第二項	市町村	指定都市以外の市町村
第九條第二項	市町村	指定都市以外の市町村
第十條	市町村	指定都市以外の市町村
第十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第二十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第三十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第四十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第五十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第六十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第七十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第八十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十一條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十二條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十三條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十四條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十五條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十六條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十七條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十八條	市町村	指定都市以外の市町村
第九十九條	市町村	指定都市以外の市町村
第一百條	市町村	指定都市以外の市町村

**第二十二條** 令第三十四條第二項の規定により、地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替へるものとする。

第七條第二項	都道府県知中核市の市長	都道府県知中核市の市長
第八條第一項第二項	市町村	中核市以外の市町村
第九條第二項	市町村	中核市以外の市町村
第十條	市町村	中核市以外の市町村
第十一條	市町村	中核市以外の市町村
第十二條	市町村	中核市以外の市町村
第十三條	市町村	中核市以外の市町村
第十四條	市町村	中核市以外の市町村
第十五條	市町村	中核市以外の市町村
第十六條	市町村	中核市以外の市町村
第十七條	市町村	中核市以外の市町村
第十八條	市町村	中核市以外の市町村
第十九條	市町村	中核市以外の市町村
第二十條	市町村	中核市以外の市町村
第二十一條	市町村	中核市以外の市町村
第二十二條	市町村	中核市以外の市町村
第二十三條	市町村	中核市以外の市町村
第二十四條	市町村	中核市以外の市町村
第二十五條	市町村	中核市以外の市町村
第二十六條	市町村	中核市以外の市町村
第二十七條	市町村	中核市以外の市町村
第二十八條	市町村	中核市以外の市町村
第二十九條	市町村	中核市以外の市町村
第三十條	市町村	中核市以外の市町村
第三十一條	市町村	中核市以外の市町村
第三十二條	市町村	中核市以外の市町村
第三十三條	市町村	中核市以外の市町村
第三十四條	市町村	中核市以外の市町村
第三十五條	市町村	中核市以外の市町村
第三十六條	市町村	中核市以外の市町村
第三十七條	市町村	中核市以外の市町村
第三十八條	市町村	中核市以外の市町村
第三十九條	市町村	中核市以外の市町村
第四十條	市町村	中核市以外の市町村
第四十一條	市町村	中核市以外の市町村
第四十二條	市町村	中核市以外の市町村
第四十三條	市町村	中核市以外の市町村
第四十四條	市町村	中核市以外の市町村
第四十五條	市町村	中核市以外の市町村
第四十六條	市町村	中核市以外の市町村
第四十七條	市町村	中核市以外の市町村
第四十八條	市町村	中核市以外の市町村
第四十九條	市町村	中核市以外の市町村
第五十條	市町村	中核市以外の市町村
第五十一條	市町村	中核市以外の市町村
第五十二條	市町村	中核市以外の市町村
第五十三條	市町村	中核市以外の市町村
第五十四條	市町村	中核市以外の市町村
第五十五條	市町村	中核市以外の市町村
第五十六條	市町村	中核市以外の市町村
第五十七條	市町村	中核市以外の市町村
第五十八條	市町村	中核市以外の市町村
第五十九條	市町村	中核市以外の市町村
第六十條	市町村	中核市以外の市町村
第六十一條	市町村	中核市以外の市町村
第六十二條	市町村	中核市以外の市町村
第六十三條	市町村	中核市以外の市町村
第六十四條	市町村	中核市以外の市町村
第六十五條	市町村	中核市以外の市町村
第六十六條	市町村	中核市以外の市町村
第六十七條	市町村	中核市以外の市町村
第六十八條	市町村	中核市以外の市町村
第六十九條	市町村	中核市以外の市町村
第七十條	市町村	中核市以外の市町村
第七十一條	市町村	中核市以外の市町村
第七十二條	市町村	中核市以外の市町村
第七十三條	市町村	中核市以外の市町村
第七十四條	市町村	中核市以外の市町村
第七十五條	市町村	中核市以外の市町村
第七十六條	市町村	中核市以外の市町村
第七十七條	市町村	中核市以外の市町村
第七十八條	市町村	中核市以外の市町村
第七十九條	市町村	中核市以外の市町村
第八十條	市町村	中核市以外の市町村
第八十一條	市町村	中核市以外の市町村
第八十二條	市町村	中核市以外の市町村
第八十三條	市町村	中核市以外の市町村
第八十四條	市町村	中核市以外の市町村
第八十五條	市町村	中核市以外の市町村
第八十六條	市町村	中核市以外の市町村
第八十七條	市町村	中核市以外の市町村
第八十八條	市町村	中核市以外の市町村
第八十九條	市町村	中核市以外の市町村
第九十條	市町村	中核市以外の市町村
第九十一條	市町村	中核市以外の市町村
第九十二條	市町村	中核市以外の市町村
第九十三條	市町村	中核市以外の市町村
第九十四條	市町村	中核市以外の市町村
第九十五條	市町村	中核市以外の市町村
第九十六條	市町村	中核市以外の市町村
第九十七條	市町村	中核市以外の市町村
第九十八條	市町村	中核市以外の市町村
第九十九條	市町村	中核市以外の市町村
第一百條	市町村	中核市以外の市町村

**別表第三号**

事	都道府県知中核市の市長
事	都道府県知中核市の市長

**附則** この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

**附則**（昭和二十六年一月六日厚生省令第四二二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。但し、第二十四條及び第二十五條の改正規定は、同年六月一日から適用する。

**附則**（昭和二十八年六月四日厚生省令第二二二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和二十九年一月二五日厚生省令第二二二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和二十九年六月二日厚生省令第二四二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

**附則**（昭和二十九年九月二日厚生省令第二四二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三十一年九月二日厚生省令第三六二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三十一年二月二〇日厚生省令第四九二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三十一年二月二〇日厚生省令第四九二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三十一年二月二〇日厚生省令第四九二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された改正前の別表第八号による更生医療券は、改正後の別表第八号による更生医療券とみなす。

3 この省令の施行前に提出された別表第十号の一による更生医療診療報酬請求書及び別表第十号の二による更生医療診療報酬請求明細書は、それぞれ改正後の別表第十号の一による更生医療診療報酬請求書及び別表第十号の二による更生医療診療報酬請求明細書とみなす。

附則 (昭和三十一年一月五日厚生省令第三十七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年三月一日から施行する。)

附則 (昭和三十四年三月一日から施行する。)

附則 (昭和三十四年三月一日から施行する。)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年四月二六日厚生省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十八年九月二二日厚生省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十八年九月二二日厚生省令第四四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年五月二二日厚生省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年一〇月二八日厚生省令第四九九号) 抄

1 この省令は、昭和四十年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四一年二月一日厚生省令第四一〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日厚生省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年一月三〇日厚生省令第五二二号) 抄

1 この省令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。

附則 (昭和四三年六月二八日厚生省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年一月三二日厚生省令第四四号) 抄

1 この省令は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附則 (昭和四七年二月二三日厚生省令第四四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年七月一日厚生省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年八月二五日厚生省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四九年一月三二日厚生省令第二二二号)

1 この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

2 昭和四十九年二月一日前に行われた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年八月三二日厚生省令第三二二号) 抄

1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和四十九年十月一日前に行われた療養の給付に関する費用の請求又は療養の給付に関する費用の請求及び公費負担医療の費用に関する請求(以下「費用の請求」という。)については、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年一〇月二二日厚生省令第三九九号)

1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 昭和四十九年十月一日前に行われた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年四月二七日厚生省令第一四号)

1 この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

2 昭和五十一年四月一日前に行われた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年八月二日厚生省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)様式第二号の改正規定、附則第二十二号中老人医療費支給規則(昭和四十七年厚生省令第五十三号)様式第二号の改正規定、附則第二十三号中戦傷病者特別援護法施行規則(昭和四十八年厚生省令第四十六号)様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

(医療券の経過措置)

第二十八号 昭和五十一年十月一日において現に交付されている育成医療券、療育券、更生医療券、被爆者健康手帳、老人医療費受給者証、療養券及び養育医療券(以下「医療券」という。)であつて、公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号が記載されているものは、この省令による改正後の様式による医療券とみなす。

附則 (昭和五一年八月七日厚生省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年六月二七日厚生省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年二月二五日厚生省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月三一日厚生省令第三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。

附則 (昭和五九年三月三一日厚生省令第一八号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年九月二二日厚生省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和五九年九月二六日厚生省令第五三三号) 抄

1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の別表第五号備考3の規定により地方社会福祉審議会の意見を聞いて定められた障害の級別は、同令による改正後の同号備考3の規定により定められた障害の級別とみなす。

附則 (昭和六一年四月二二日厚生省令第三一〇号)

1 この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の別表第五号備考3の規定により地方社会福祉審議会の意見を聞いて定められた障害の級別は、同令による改正後の同号備考3の規定により定められた障害の級別とみなす。

附則 (昭和六二年一月三一日厚生省令第八号) 抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年三月二三日厚生省令第一五号)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された改正前の別表第一号による判定書は、改正後の別表第一号による判定書とみなす。

3 この省令の施行の際現にある判定書は、当分の間、これを使用することができる。

附則 (昭和六一年九月二二日厚生省令第四五号)

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和六二年一月三一日厚生省令第八号) 抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年三月二三日厚生省令第一五号)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年二月二〇日厚生省令第六六号）  
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄  
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二年二月二八日厚生省令第五九号）抄  
1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附則（平成五年二月一五日厚生省令第四号）  
1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）抄  
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成六年九月九日厚生省令第五六号）  
この省令は、平成六年十月一日から施行する。

この省令は、行政手続法（平成五年法律第十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成六年一〇月一四日厚生省令第六七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 平成六年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に關する費用の請求については、なお従前の例による。

附則（平成六年一二月一四日厚生省令第七七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

ただし、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条、第十五条及び第二十條の規定は、平成七年四月一日から施行する。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第七条 第十六條の規定の施行前に同條の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則第二十條の三第一項の規定による届出を行った者は、第十六條の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則第二十條の三の規定による届出を行った者とみなす。

附則（平成七年二月二七日厚生省令第五号）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年四月一一日厚生省令第二九号）  
この省令は、平成七年四月二十日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された身体障害者手帳に記載されている障害の級別については、当分の間、同令による改正後の別表第五号に規定する障害の級別とみなすことができる。

附則（平成七年六月一四日厚生省令第三六号）  
この省令は、平成七年六月十五日から施行する。

附則（平成九年三月二八日厚生省令第三二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月二九日厚生省令第二号）  
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月九日厚生省令第一四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月一一日厚生省令第一号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一一年一月一一日厚生省令第九一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月一八日厚生省令第一〇号）  
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月七日厚生省令第二〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一四年九月三日厚生労働省令第二一六号）  
この省令は、平成一四年十月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二九日厚生労働省令第二二七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二五日厚生労働省令第四四号）  
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下

この省令は、平成一〇年一月二九日厚生省令第二号）  
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月九日厚生省令第一四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月一一日厚生省令第一号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一一年一月一一日厚生省令第九一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月一八日厚生省令第一〇号）  
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月七日厚生省令第二〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一四年九月三日厚生労働省令第二一六号）  
この省令は、平成一四年十月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二九日厚生労働省令第二二七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二五日厚生労働省令第四四号）  
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下

附則（平成一三年三月二七日厚生労働省令第三九号）  
この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年六月一三日厚生労働省令第八三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行日において社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成一二年法律第百一十一号。以下「改正法」という。）附則第二十七條第一号の規定に基づき行われる居室支給決定（改正法第五條の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第十七條の五第三項に規定する居室支給決定をいう。）に係る新法第十七條の五第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、第一條の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則第九條の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、十八日間とする。

附則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一四年十月一日から施行する。

附則（平成一四年九月三日厚生労働省令第二一六号）  
この省令は、平成一四年十月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二九日厚生労働省令第二二七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二五日厚生労働省令第四四号）  
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下

この省令は、平成一〇年一月二九日厚生省令第二号）  
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月九日厚生省令第一四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月一一日厚生省令第一号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一一年一月一一日厚生省令第九一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月一八日厚生省令第一〇号）  
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月七日厚生省令第二〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一四年九月三日厚生労働省令第二一六号）  
この省令は、平成一四年十月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二九日厚生労働省令第二二七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二五日厚生労働省令第四四号）  
この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下

この省令は、平成一〇年一月二九日厚生省令第二号）  
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

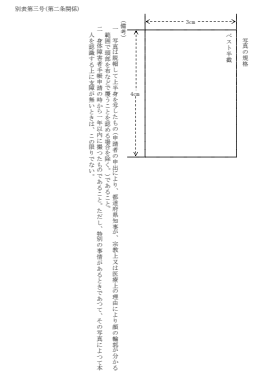
附則（平成一〇年二月九日厚生省令第一四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月一一日厚生省令第一号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。







別表第四号(第五条関係) 削除		別表第五号(第五条関係)	
身体障害者障害程度等級表		身体障害者障害程度等級表	
別障害	聴覚又は音声機能の障害	聴覚又は音声機能の障害	聴覚又は音声機能の障害
視力	視力	視力	視力
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100











別表第六号（第十九条関係）

（表 面）

<p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>注意</p> <p>1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となつたときは、速やかに、返還しなければならない。</p>	<p>身 体 障 害 者 福 祉 検 査 証</p>
--	--------------------------------

（裏 面）

<p>第 号 令和 年 月 日交付</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>都 道 府 県 知 事（市長） 印</p> </div> <p>職 名 氏 名</p>	<p>（報告の徴収等）</p> <p>第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
--	--

備考 この用紙はA4用紙とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。